

柳井市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない柳井市の実現を目指して～

令和2年度～令和8年度
(2020年度～2026年度)

令和2年(2020年)3月

柳 井 市

はじめに

平成18年に自殺対策基本法が制定されて以降、それまで、「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになり、国や都道府県、市町村が自殺対策を総合的に推進してきました。その結果、平成10年から14年間毎年3万人を超えていた自殺者数が減少傾向になりました。しかし、依然として、毎年2万人を超える方が自殺により尊い命を亡くされており、非常事態が続いています。

こうした状況の中、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指し、自殺対策をさらに総合的かつ効果的に推進するため、平成28年4月に自殺対策基本法が改正されました。これにより、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として実施することを基本とし、全ての都道府県及び市町村に「自殺対策計画」の策定が義務付けられました。

本計画では、市民の誰もが、お互いの人格と個性を尊重し、何よりも命を大切にすることで、自分や周りの人のこころの痛みに気づき、それを必要な支援につなげ、誰も自殺に追い込まれることのないまちを目指すことを基本理念といたしました。

今後は、本計画に基づき、市民の皆様とともに、「生きることの包括的な支援」に関する事業に全庁的に取り組むとともに、様々な分野の団体等と連携し総合的に推進する体制づくりを進めてまいります。

令和2年3月

柳井市長

井原健太郎

目次

第1章 計画の趣旨等	
1 計画策定の背景	1
2 計画の位置付け	3
3 計画の期間	3
4 計画の数値目標	4
第2章 柳井市における自殺の現状と課題	
1 自殺の現状	5
（1）自殺者数と自殺死亡率の推移	5
（2）性別年代別の自殺の状況	6
（3）職業等の状況	8
（4）原因・動機の状況	9
2 柳井市における自殺の特徴	10
3 現状からみた課題	12
第3章 柳井市における自殺対策の基本的な考え方	
1 基本理念	13
2 基本方針	13
第4章 施策の展開	
1 基本施策	15
基本施策1 市民への啓発と周知	15
（1）自殺についての正しい認識のための普及啓発	15
（2）相談窓口の周知	15
（3）自殺に関連する問題の普及啓発	16
基本施策2 自殺対策を支える人材の育成	17
（1）様々な職種を対象とする研修	17
（2）市民を対象とする研修	17
（3）学校教育・社会教育に関わる人への研修	18
基本施策3 生きることの促進要因を増やす支援	19
（1）居場所づくり	19
（2）相談支援体制の充実	20
（3）生きることの促進要因を増やすための市民サービスの充実	23
（4）自殺未遂者への支援	25
（5）大切な人を亡くした人への支援	26
（6）支援者のメンタルヘルス対策	27
基本施策4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育	28
基本施策5 地域におけるネットワークの構築・強化	30
2 重点施策	32
重点施策1 高齢者への支援	32
重点施策2 生活困窮者、無職者・失業者への支援	34
重点施策3 勤務・経営問題への支援	36
第5章 計画の推進体制と進行管理	
1 計画の推進体制	37
2 計画の進行管理	37
参考資料	38

第1章 計画の趣旨等

1 計画策定の背景

平成10（1998）年に、わが国ではバブル崩壊後に相次いだ金融機関破綻等があり、年間自殺者数が3万人を超え、以降14年連続で3万人を超えるという非常事態が続きました。

このため、平成18（2006）年6月に自殺対策を総合的に推進して自殺防止を図る「自殺対策基本法」が成立し、同年10月に施行されました。これに基づき、平成19（2007）年6月には、政府が推進すべき自殺対策の指針として「自殺総合対策大綱」が策定され、これまで「個人的な問題」とされてきた自殺を「社会的な問題」と捉え、社会全体で自殺対策が進められてきました。

平成28（2016）年4月、自殺対策基本法の施行から10年が経過し、自殺対策のさらなる強化と推進のため、「自殺対策基本法の一部を改正する法律」が施行され、翌年には「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されました。また、改正自殺対策基本法において、都道府県、市町村は、自殺対策計画を策定することが義務付けられました。

山口県においては、平成20（2008）年に「山口県自殺総合対策計画」を策定し、その後5年おきの検証を経て、平成30（2018）年10月に「山口県自殺総合対策計画（第3次） 一人ひとりができること～気づきと絆～」が策定されました。

本市におきましても、平成22（2010）年から県の補助金を活用して保健担当部署を中心に普及啓発、ゲートキーパー（※1）養成による自殺対策に取り組んできましたが、今後の自殺対策は、「自殺を防ぐ」だけでなく、「生きることの包括的な支援」として推進していくことが求められています。こうした背景から、本市の自殺対策を、関連施策との有機的な連動により総合的に、また全庁的な取組として推進していくために、様々な分野の役割を明確にし、連携・協働して推進することにより、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現することを目指して柳井市自殺対策計画（以下「本計画」という。）を策定しました。

※1 **ゲートキーパー**：自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言えば「命の門番」とも位置付けられます。

自殺対策基本法（抜粋）

（基本理念）

第2条 自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかけがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。

2～4略

5 自殺対策は、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に実施されなければならない。

（都道府県自殺対策計画等）

第13条 都道府県は、自殺総合対策大綱及び地域の実情を勘案して、当該都道府県の区域内における自殺対策についての計画（次項及び次条において「都道府県自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村は、自殺総合対策大綱及び都道府県自殺対策計画並びに地域の実情を勘案して、当該市町村の区域内における自殺対策についての計画（次条において「市町村自殺対策計画」という。）を定めるものとする。

自殺総合対策大綱（抜粋）

第1 自殺総合対策大綱の基本理念

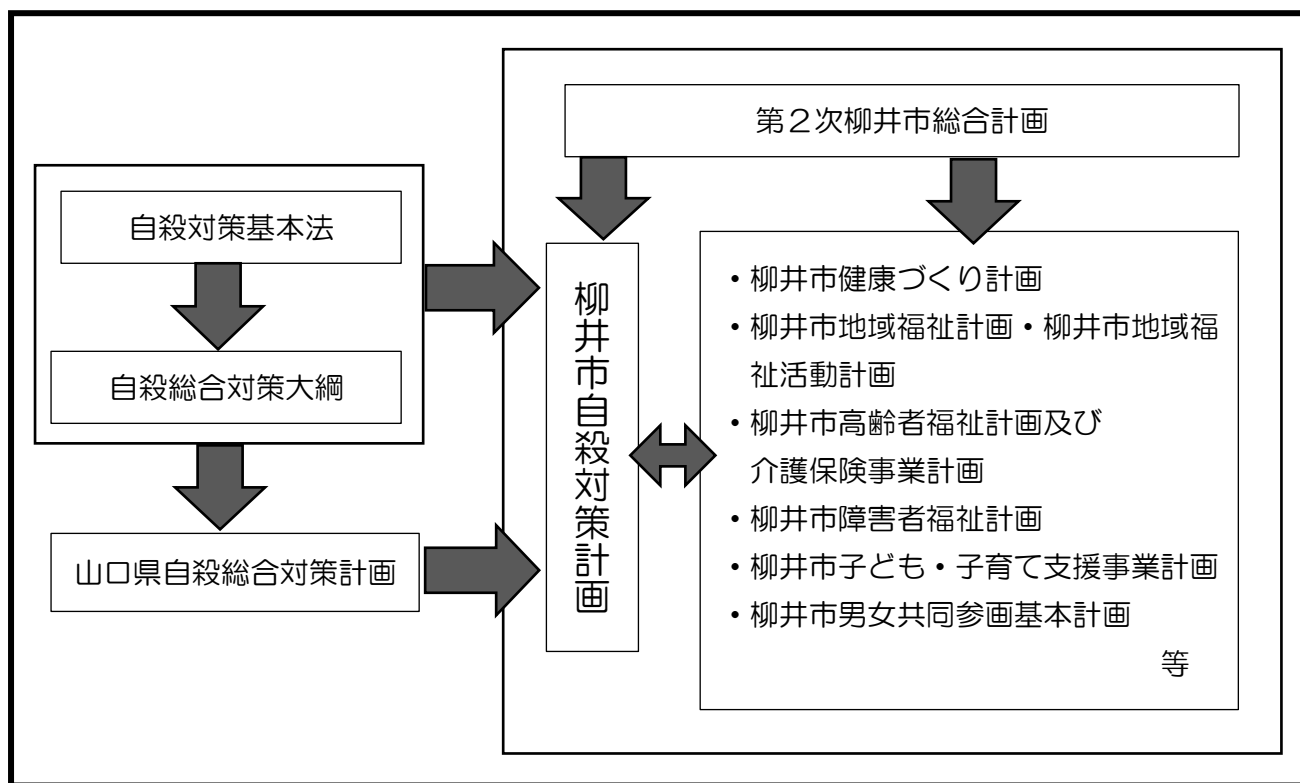
＜誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す＞

自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があることが知られている。このため、自殺対策は、社会における「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」を減らし、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」を増やすことを通じて、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」、それぞれにおいて強力に、かつ総合的に推進するものとする。

2 計画の位置付け

本計画は、自殺対策基本法第13条第2項の規定に基づく市町村自殺対策計画であり、国の定める自殺総合対策大綱や山口県自殺総合対策計画（第3次）の内容を踏まえて策定しました。

また、「第2次柳井市総合計画」を上位計画とし、「柳井市健康づくり計画」をはじめ、市の関連計画との整合を図りながら策定しました。



3 計画の期間

本計画の期間は、国の自殺対策の指針を示した自殺総合対策大綱及び山口県自殺対策計画の目標達成年を勘案し、また上位計画である第2次柳井市総合計画の期間終了に合わせて、令和2（2020）年度から令和8（2026）年度までの7年間とします。

平成 29 (2017) 年度	平成 30 (2018) 年度	令和元 (2019) 年度	令和2 (2020) 年度	令和3 (2021) 年度	令和4 (2022) 年度	令和5 (2023) 年度	令和6 (2024) 年度	令和7 (2025) 年度	令和8 (2026) 年度
自殺総合対策大綱									
	山口県自殺総合対策計画（第3次）								
第2次柳井市総合計画									
			柳井市自殺対策計画						

4 計画の数値目標

国及び山口県の数値目標及び目標達成年を勘案して、本市においては、令和8（2026）年までに、自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）を平成25（2013）年から平成29（2017）年の平均（14.8）と比べて30%以上減少させ、10.3以下となることを目標とします。

■柳井市の目標値

	平成25（2013）年～ 29（2017）年の平均		令和8年 （2026年）
自殺死亡率	14.8	30%以上減少させる	10.3以下

（自殺死亡率の平均：地域自殺実態プロファイル【2018】より）

■国の目標値

自殺総合対策大綱において、「先進諸国の現在の水準まで減少させることを目指し、令和8（2026）年までに、自殺死亡率を平成27（2015）年と比べて30%以上減少させることとする。」としています。

■県の目標値

山口県自殺総合対策計画において、「2026年までに2015年（平成27年）の自殺死亡率を30%以上減少させ、14.0以下となることを目標とします。」としています。

	平成27年 （2015年）		令和8年 （2026年）
全国	18.5	30%以上減少させる	13.0以下
山口県	20.0		14.0以下

（自殺死亡率：厚生労働省「人口動態統計」）

（参考）先進諸国の自殺死亡率

フランス （2013）	米国 （2014）	ドイツ （2014）	カナダ （2012）	英国 （2013）	イタリア （2012）
15.1	13.4	12.6	11.3	7.5	7.2

（資料：世界保健機関「WHO死亡データベース」より厚生労働省自殺対策推進室作成）

第2章 柳井市における自殺の現状と課題

1 自殺の現状

自殺者数に関連する統計として主に用いられるものとして、厚生労働省「人口動態統計」と警察庁「自殺統計」があります。

厚生労働省「人口動態統計」は、日本における日本人を対象とし、住所地を基にした統計である一方、警察庁「自殺統計」は、総人口（外国人を含む。）を対象とし、発見地及び住所地を基にしています。

本章における統計については、厚生労働省の自殺の基礎資料（警察庁提供のデータを加工したものです。）と自殺総合対策推進センター（※2）の「地域自殺実態プロファイル【2018】」（※3）に基づいています。

※2 **自殺総合対策推進センター**：改正自殺対策基本法の新しい理念と趣旨に基づき、学際的な観点から関係者が連携して自殺対策の推進に取り組むための様々な情報の提供及び民間団体を含め地域の自殺対策を支援する機能を強化することを目的に設立された厚生労働省所管の組織

※3 **地域自殺実態プロファイル**：自殺総合対策推進センターが、全ての都道府県及び市町村の自殺実態を分析し、その地域における自殺の特徴を示したもの

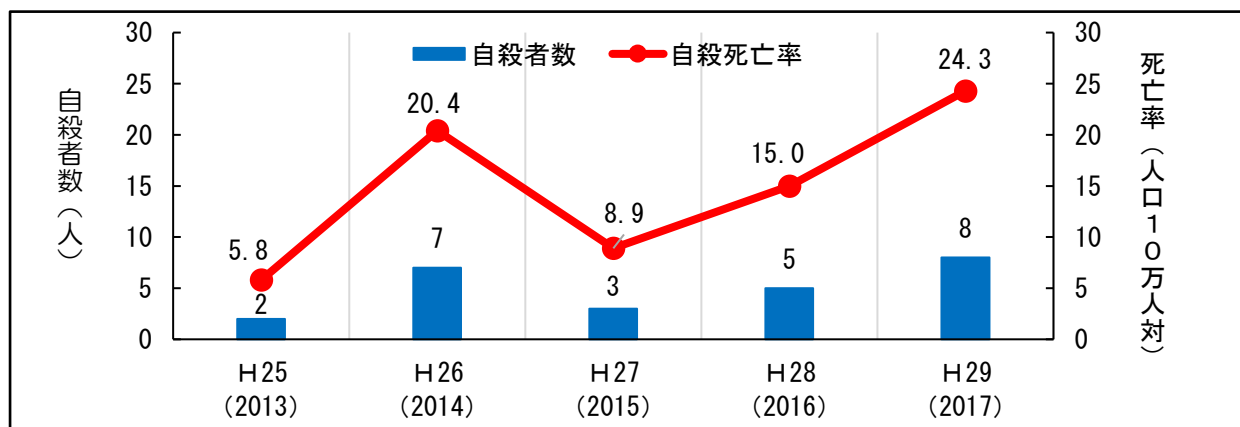
地域自殺実態プロファイル【2018】から、本市において平成25（2013）年から平成29（2017）年まで（5年間）に自殺で亡くなった25人の性別、年代、職業の状況や同居人の有無等を整理しました。

（1）自殺者数と自殺死亡率の推移

本市の年間自殺者数は、ばらつきがあり、平成25（2013）年の2人から平成29（2017）年の8人の間で増減し、平成28（2016）年以降は増加しています。

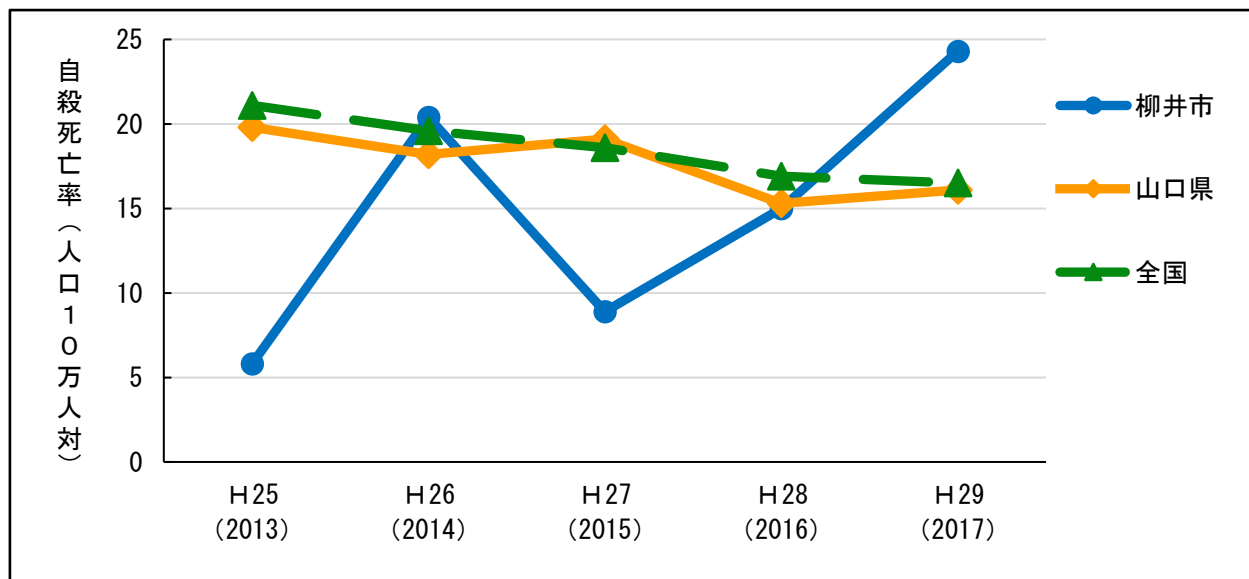
自殺死亡率（人口10万人当たりの自殺者数）も同様の傾向で、5年間の死亡率の平均は14.8で、山口県の17.7、全国の18.5を下回っているものの、平成28（2016）年から上昇傾向にあり、平成29（2017）年は24.3で、全国、山口県を大きく上回っています。

【柳井市の自殺者数と自殺死亡率の推移】（平成25（2013）～29（2017）年）



（資料：地域自殺実態プロファイル【2018】）

【自殺死亡率の推移の比較】（平成 25（2013）～ 29（2017）年）



【平成 25（2013）年から 29（2017）年までの自殺死亡率】

	平成 25 年 (2013)	平成 26 年 (2014)	平成 27 年 (2015)	平成 28 年 (2016)	平成 29 年 (2017)	平均
全国	21.1	19.6	18.6	16.9	16.5	18.5
山口県	19.8	18.2	19.1	15.3	16.1	17.7
柳井市	5.8	20.4	8.9	15.0	24.3	14.8

（資料：地域自殺実態プロファイル【2018】）

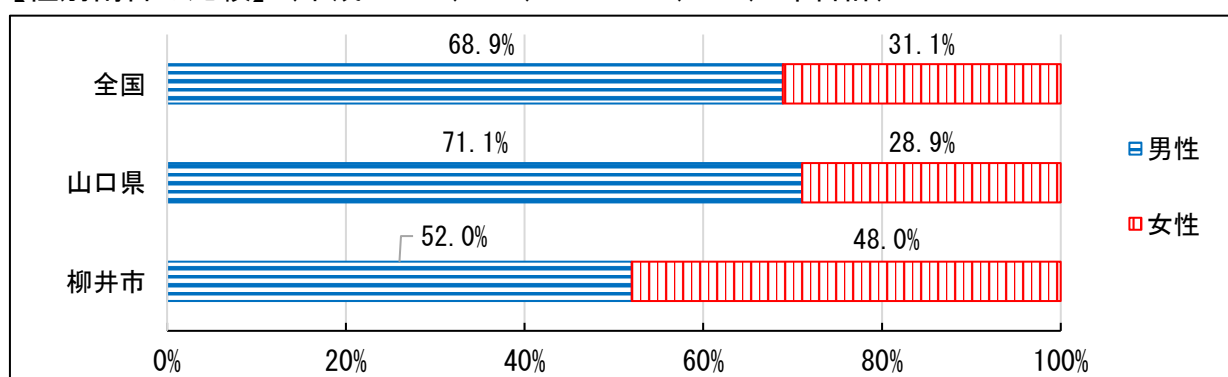
（２）性別年代別の自殺の状況

平成 25（2013）年から 29（2017）年までの自殺者数の性別は、男性 52.0%、女性 48.0%で、全国、山口県では男性が約 7 割を占めているのに比べて、男女差はほとんどありません。

性別・年代別の自殺死亡率では、全国、山口県では全年代で男性が女性の 2 倍以上高いのに比べ、本市では 50 歳代、60 歳代で女性の方が高くなっています。

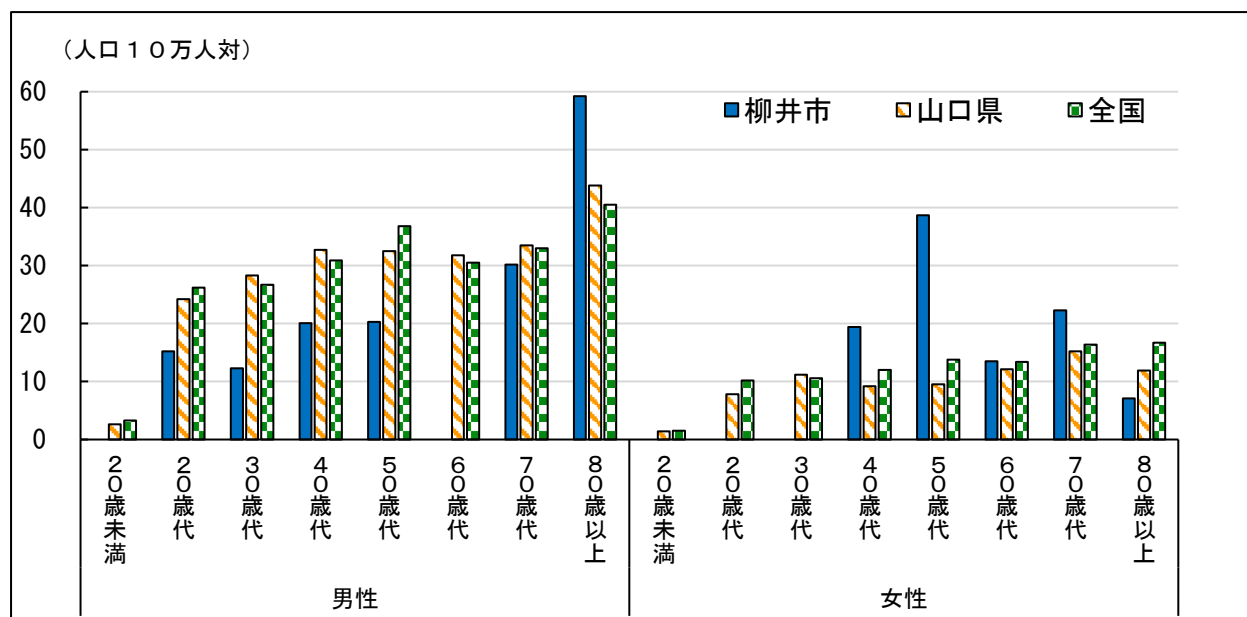
また、全国、山口県と比較して高いのは、80 歳以上男性、40～70 歳代女性で、本市は高齢者、女性の自殺死亡率が高い傾向にあるといえます。

【性別割合の比較】（平成 25（2013）～ 29（2017）年合計）



（資料：地域自殺実態プロファイル【2018】）

【性・年代別自殺死亡率の比較】（平成 25（2013）～29（2017）年合計）



（資料：地域自殺実態プロファイル【2018】）

■高齢者関連資料

60歳以上の自殺者の同居人の有無を全国、山口県と比較すると、本市では男性の同居人ありの割合が高く、女性においても、60～70歳代で同居人ありの割合が高い状況です。

【60歳以上の自殺者の同居人の有無】（平成 25（2013）～29（2017）年合計）

性別	年齢階級	同居人の有無（割合）					
		柳井市		山口県		全国	
		あり	なし	あり	なし	あり	なし
男性	60歳代	0.0%	0.0%	18.6%	10.0%	17.1%	10.8%
	70歳代	23.1%	0.0%	15.7%	5.5%	15.1%	6.3%
	80歳以上	30.8%	0.0%	12.8%	3.9%	10.4%	3.6%
女性	60歳代	15.4%	0.0%	10.5%	1.3%	9.7%	3.2%
	70歳代	15.4%	7.7%	8.7%	3.7%	9.1%	3.8%
	80歳以上	0.0%	7.7%	5.5%	3.7%	7.4%	3.5%
合計		100%		100%		100%	

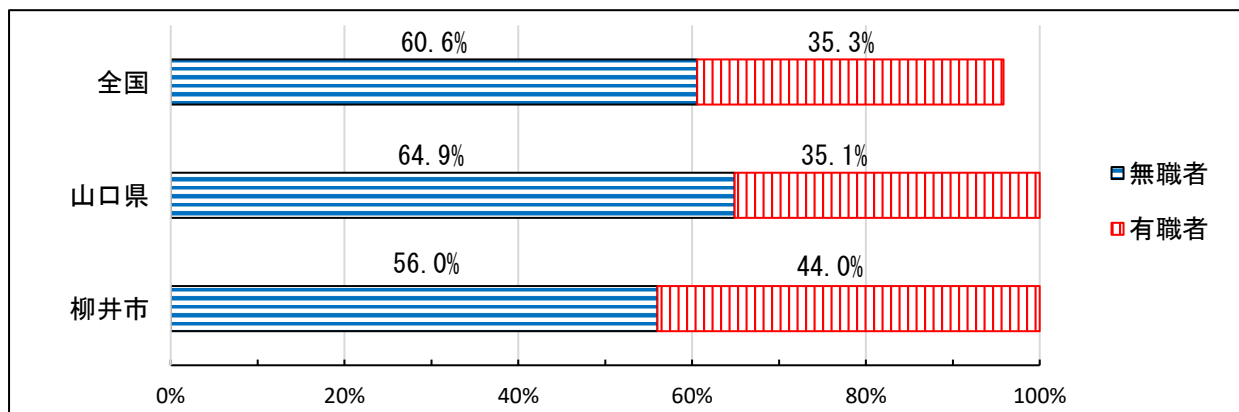
（資料：地域自殺実態プロファイル【2018】）

(3) 職業等の状況

職業の有無別の割合では、無職者が56.0%と有職者より高くなっています。

全国、山口県と比較すると、有職者の割合が高く、内訳をみると、自営業・家族従業者が45.5%、被雇用者・勤め人が54.5%と全国や山口県の割合と比較すると自営業・家族従業者の割合が高い特徴があります。

【有職者の割合の比較】（平成25（2013）～29（2017）年合計）



（資料：地域自殺実態プロファイル【2018】）

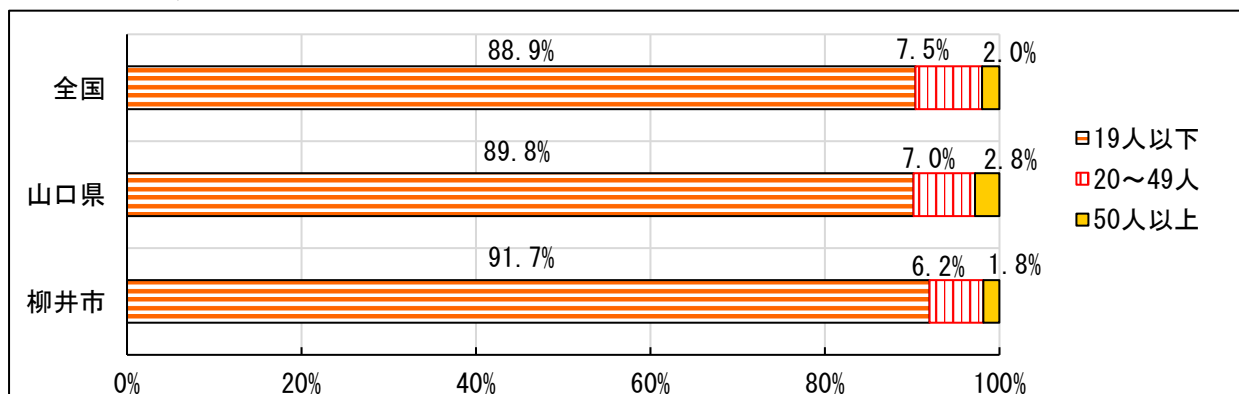
【有職者の内訳】（平成25（2013）～29（2017）年合計）

職業	割合		
	柳井市	山口県	全国割合
自営業・家族従業者	45.5%	21.9%	20.3%
被雇用者・勤め人	54.5%	78.1%	79.7%
合計	100.0%	100.0%	100.0%

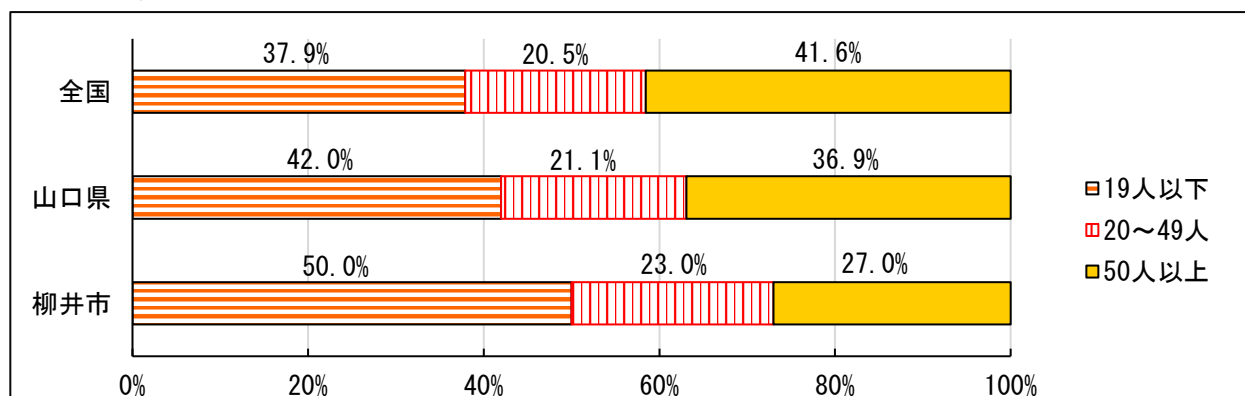
（資料：地域自殺実態プロファイル【2018】）

また、柳井市内の事業所の規模をみると、ほとんどが50人未満の小規模事業所であり、市内従業者の7割以上が50人未満の小規模事業所で働いており、その割合は、全国、山口県と比較して多い状況です。このような小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されています。

【事業所の規模別割合】（H26 経済センサス-基礎調査）



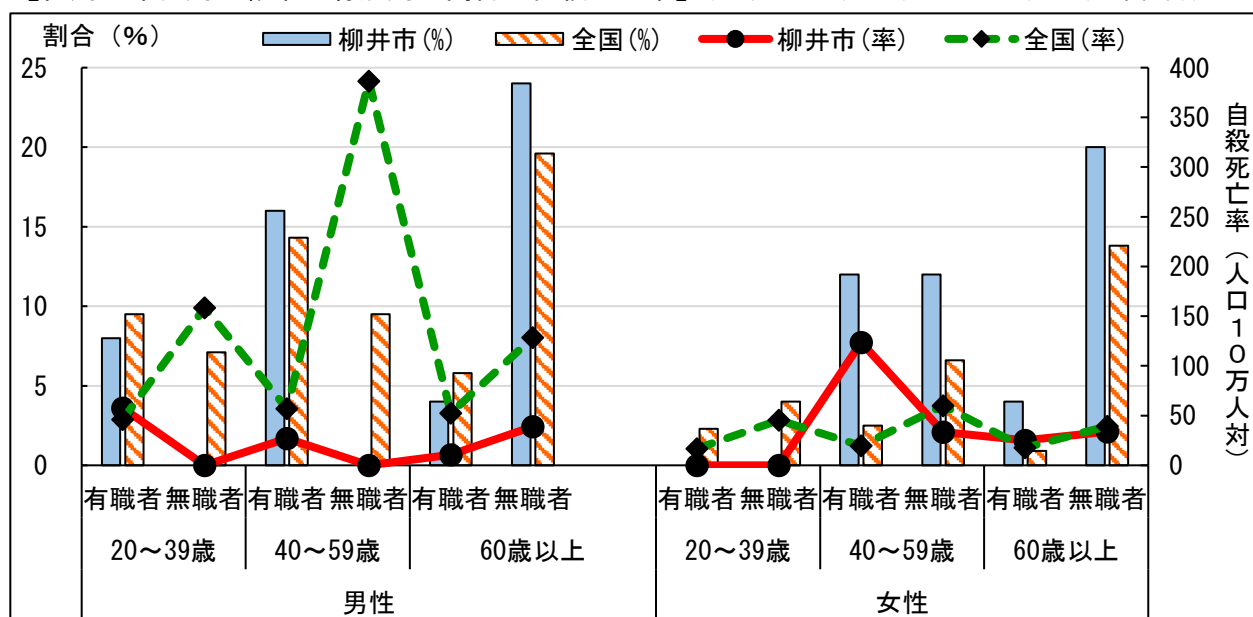
【事業所規模別の従業員の割合】



(資料：地域自殺実態プロフィール【2018】)

さらに、性・年代別・職業の有無別に割合と自殺死亡率をみると、60歳以上では無職、59歳以下の男性では有職者が高く、40～59歳女性では有職者と無職者の割合に差はありませんが、自殺死亡率は有職者の方が高くなっています。

【性別・年代別・職業の有無別の割合と自殺死亡率】(平成25(2013)～29(2017)年合計)

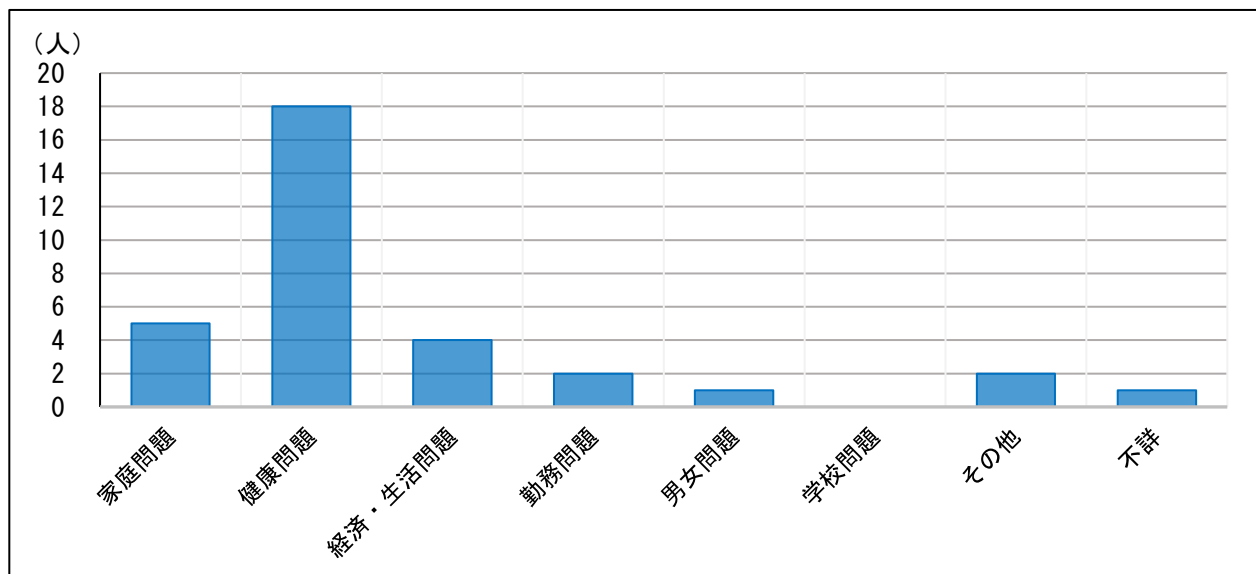


(資料：地域自殺実態プロフィール【2018】)

(4) 原因・動機の状況

自殺の原因・動機が推定できたものをみると、「健康問題」が圧倒的に多く、次いで「家庭問題」「経済・生活問題」となっています。自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、身体疾患、人間関係、失業など様々な背景が複数に重なりあっており、そのほとんどがうつ病やうつ状態に陥り自殺へとつながっていると言われていることがこの統計からも伺えます。

【柳井市の自殺の原因・動機】（平成25（2013）～29（2017）年合計）



（資料：自殺統計（地域における自殺の基礎資料：厚生労働省））

自殺の原因・動機の集計は、遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を3つまで計上可能とされており、不詳の場合もあるため、原因・動機別の人数の合計は原因・動機特定者の合計や自殺者数の合計と一致しません。

2 柳井市における自殺の特徴

次の表は、地域自殺実態プロファイル【2018】に示された柳井市の主な自殺の特徴です。平成25（2013）年から平成29（2017）年までの5年間の自殺者について、生活状況別（性別・年齢階級（成人3区分）・職業の有無・同居人の有無をクロス集計）の区分で、自殺者数の多さを基本に順位付けされています。自殺者数が同数の場合は自殺死亡率の高い順となっています。

これを見ると、自殺者数が最も多いのは「60歳以上の男性・無職・同居人あり」で、次いで「40～59歳男性・有職・同居人あり」「40～59歳女性・無職・同居人あり」の順となっています。

背景にある主な自殺の危機経路をみると、失業や人間関係、身体疾患など様々な背景が複数重なりあい、そのほとんどがうつ病やうつ状態に陥り自殺へとつながっています。

これらの結果から地域自殺実態プロファイル【2018】において、本市が重視すべき特徴としては、「高齢者」「生活困窮者」「勤務・経営」「無職者・失業者」の4項目が考えられます。

【柳井市の主な自殺の特徴】（平成 25（2013）～29（2017）年合計）

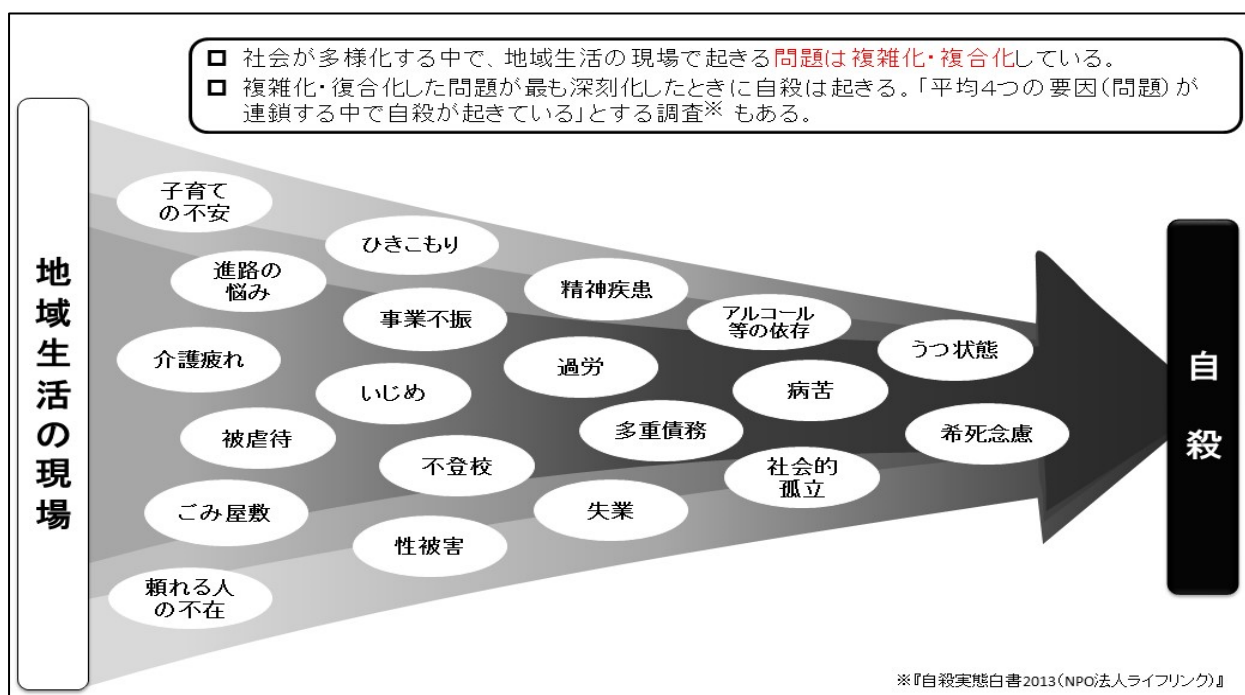
	上位 5 区分	自殺者数 5 年計	割合	自殺死亡率 (注 1) (10 万人対)	背景にある主な自殺の危機経路 (注 2)
1 位	男性 60 歳以上 無職同居	6 人	24.0%	38.9	失業（退職）→生活苦＋介護の悩み（疲れ）＋身体疾患→自殺
2 位	男性 40～59 歳 有職同居	4 人	16.0%	27.1	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み＋仕事の失敗→うつ状態→自殺
3 位	女性 40～59 歳 無職同居	3 人	12.0%	33.5	近隣関係の悩み＋家族間の不和→うつ病→自殺
4 位	女性 60 歳以上 無職同居	3 人	12.0%	12.4	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5 位	女性 60 歳以上 無職独居	2 人	8.0%	21.4	死別・離別＋身体疾患→病苦→うつ状態→自殺

(注) 1 自殺死亡率の母数（人口）は、平成 27（2015）年国勢調査をもとにした自殺総合対策推進センターの推計

2 「背景にある主な自殺の危機経路」は、自殺実態白書 2013（ライフリンク）を参考にしています。あくまでも、該当する性・年齢等の特性に応じ、全国的にみて代表的と考えられる「自殺の危機経路」を示すものであり提示された経路が唯一のものではありません。

（資料：地域自殺実態プロフィール【2018】）

【自殺の危機要因イメージ図】（厚生労働省資料）



上図は、NPO法人ライフリンクが自殺に至るまでのプロセスを明らかにすることで、具体的かつ実践的な自殺対策につなげることで、及び同じような形で自殺に追い込まれてい

く人を一人でも減らすことを目的に、平成19（2007）年から平成24（2012）年までに行った「声なき声に耳を傾ける自殺実態調査1000人調査」から見えてきた「自殺の危機経路」です。自殺の原因はひとつではなく、多くの場合、多様な要因が重なっているとされています。

この調査の状況は、同法人がまとめた「自殺実態白書2013」に掲載され、自殺対策総合推進センターが作成した地域自殺対策実態プロファイルの参考資料とされています。

3 現状からみた課題

本市の自殺死亡率は、平成25（2013）年から平成29（2017）年までの平均では国、県を下回っているものの、平成28（2016）年からは増加し、平成29（2017）年には国、県を大きく上回っており、これまで以上の自殺対策が必要です。

特に、高齢者、女性、無職者の自殺が多く、有職者では、自営業・家族従業員の割合が高い現状がありました。原因・動機では健康問題が圧倒的に多くなっていますが、この状況は、本市だけでなく、全国的に同様の傾向がみられます。さらに、自殺者の生活状況を性別、年代別、職業の有無、同居人の有無別に細かくみると、その健康問題が起こるまでに、失業、人間関係、過労、介護疲れ等様々な要因、背景があることが伺えました。

このように自殺者の生活状況は様々であることから、自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こりうる危機であり、市民生活のあらゆる場面において健康問題を含め、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やす取組が必要です。そのためには、市民の理解、行政、関係機関の共通理解と連携・協働の体制づくりが求められます。

また、地域自殺実態プロファイル【2018】において、自殺者が多かった生活状況と背景にある主な自殺の危機経路から、「高齢者への支援」「生活困窮者、無職者・失業者への支援」「勤務・経営問題への支援」が特に重要です。

第3章 柳井市における自殺対策の基本的な考え方

1 基本理念

誰も自殺に追い込まれることのない柳井市の実現を目指して

「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」では、基本理念を「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とし、山口県自殺総合対策計画においても基本理念は同じです。

また、本計画の上位計画である第2次柳井市総合計画では、将来都市像を「市民の力で支え合い、一人ひとりが主役の笑顔あふれるまち柳井」とし、「自分たちの暮らす柳井に愛着を持てるまちづくり」、「地域の支えあいと協働で進める市民主体のまちづくり」、「みんなが安心・安全に暮らせる持続可能なまちづくり」という理念のもと、まちづくりを進めています。そして、健康・福祉分野の基本目標「すべての市民が健康で安心して暮らせる、人にやさしいまちづくり」を進める主な取組のひとつとして「心の健康づくりや自殺予防のために、教育や啓発活動を行うとともに、心の健康問題に関する相談機関の明確化、関係機関との連携による支援体制づくりを進めます。」があります。

自殺の多くが追い詰められた末に孤立した状態で起こっており、その原因は、暮らしの中のあらゆる場面で生じる問題が複雑に絡み合っています。自殺対策を個人の問題にとどめず、社会の問題として捉え、市民の命を守る、生きることを支援することとして市全体で推進していく必要があります。

そこで、本計画では、市民一人ひとりが命を大切にするという意識を持ち、安心・安全に、笑顔で過ごせるように、周囲の人の心の変化に気づき、必要な支援につなげ、地域での支え合いを進めることにより、「誰も自殺に追い込まれることのない柳井市の実現を目指す」ことを基本理念とします。

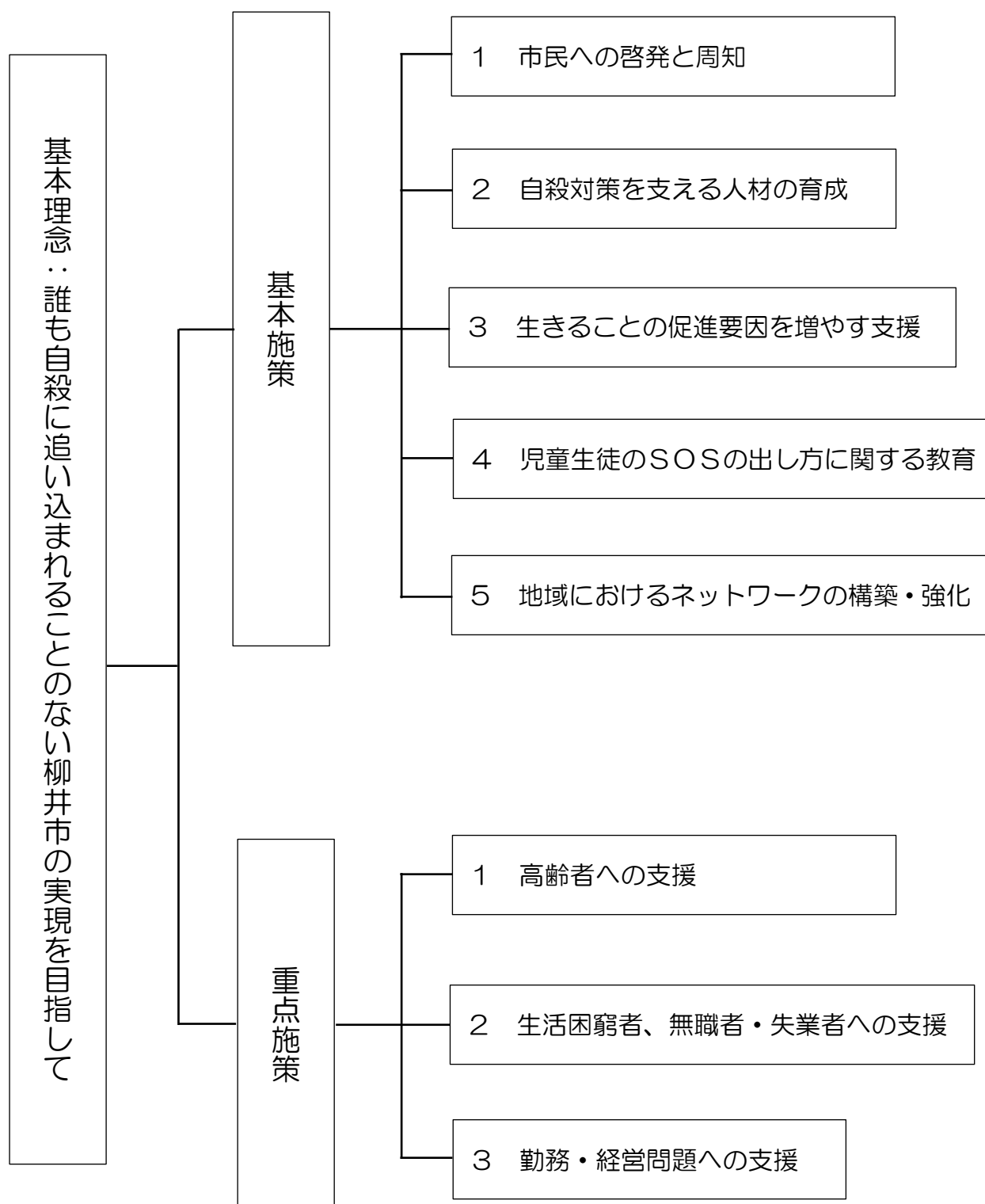
2 基本方針

国の自殺総合対策推進センターが示した地域自殺対策政策パッケージ（※4）において、「地域におけるネットワークの強化」「自殺対策を支える人材の育成」「住民への啓発と周知」、「生きることの促進要因への支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」の5項目を全国的に実施することが望ましいとされています。

これを踏まえ、本市の現状や課題、基本理念をもとに、誰も自殺に追い込まれることのない柳井市の実現のために、本市の自殺対策は、「市民への啓発と周知」「自殺対策を支える人材の育成」「生きることの促進要因を増やす支援」「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」「地域におけるネットワークの構築・強化」の5項目を基本施策とし、第2章3において本市の課題として特に重要とした「高齢者への支援」「生活困窮者、無職者・失業者への支援」「勤務・経営問題への支援」の3項目を重点施策として推進を図ります。

※4 **地域自殺対策政策パッケージ**：平成29（2017）年7月に閣議決定された自殺総合対策大綱に基づいて、自殺対策計画の策定に資するよう、自殺総合対策推進センターが開発、公表した地域の特性を考慮したきめ細やかな対策を盛り込んだ地域自殺対策の政策パッケージです。

【施策体系】



第4章 施策の展開

1 基本施策

基本施策 1 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景は理解されにくく、そうした心情や背景への理解を深め、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、社会全体の共通認識となるように、積極的に普及啓発を行う必要があります。

そこで、自殺に対する誤った認識や偏見をなくし、自分の周りにいるかもしれない自殺を考えている人の存在に気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守っていくという自殺対策における市民一人ひとりの役割等についての意識が共有されるよう、広報活動等を通じた普及啓発に努めます。

また、抑うつ状態やうつ病等の精神疾患に対する正しい知識の普及啓発により、早期休息、早期相談、早期受診を促進します。

(1) 自殺についての正しい認識のための普及啓発

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
自殺予防週間（9月） 自殺対策強化月間（3月） での啓発	自殺に関する誤った認識や偏見を払しょくし、市民が自殺対策について理解を深められるように、広報掲載、啓発資料の配布、公民館や図書館等市民が利用する施設へのポスター掲示、資料設置等を行います。	健康増進課
こころの健康づくりに 関する普及啓発	市民一人ひとりが心の健康に関する基本的な知識を理解できるように、広報掲載や講座等を行います。	健康増進課

(2) 相談窓口の周知

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
相談窓口の周知	様々な困りごとの相談窓口に関する情報を掲載したリーフレットを作成し、広く市民に周知します。また、市民対応の際、必要に応じて相談窓口につなぎます。	健康増進課

取組	内容	担当部署等
相談窓口リーフレットの配布	市民対応の際にリーフレットを活用して相談窓口につなぐとともに、ひとりで抱え込まずに誰かに援助を求めることが重要であるということを市民に発信します。	全課

(3) 自殺に関連する問題の普及啓発

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
講座等の実施	自殺の要因になる問題について市民が正しく認識し、早期問題解決できるように、講座等を実施します。 心身の健康、人権啓発（人権教育）、男女共同参画、DV防止、介護関係、福祉関係、子育て、学校保健、消費生活、生涯学習等	健康増進課 人権啓発室 人権教育室 政策企画課 高齢者支援課 社会福祉課 学校教育課 柳井地区広域消費生活センター 生涯学習・スポーツ推進課
広報等による情報発信	自殺の要因になる問題について市民が正しく認識し、早期問題解決できるように、広報やホームページ、フェイスブック、ツイッター等で人権啓発（人権教育）、DV防止、介護問題、消費生活等について情報発信します。	健康増進課 社会福祉課 人権啓発室 人権教育室 政策企画課 高齢者支援課 柳井地区広域消費生活センター

基本施策２ 自殺対策を支える人材の育成

自殺を防ぎ、生きることを支える人を増やすためには、直接的に自殺対策に関わる人材の養成、資質の向上を図ることが必要です。様々な分野において「生きることの包括的な支援」に関わる関係者も幅広い自殺対策を支える人材として捉え、研修等を行います。

また、自殺を防ぐためには、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であり、自殺対策を支える関係者だけでは決してできません。誰もが早期の「気づき」に対応できるように、関係者だけでなく、広く市民が学ぶことができる機会の確保を図ります。

（１）様々な職種を対象とする研修

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
市職員等を対象とした研修	市民への相談対応や窓口対応に従事する職員が市民の悩みや不安に気づき、寄り添い、必要な専門機関につなぐことができるように、ゲートキーパー養成講座を行います。 また、職員自身が心身ともに健康な状態で市民対応ができるように、心の健康づくりに関する研修を開催します。	健康増進課 総務課 全課
ゲートキーパー養成講座	市民の暮らしのあらゆる場面で関わる関係者が、自殺のリスクを抱えている人に気づき、また気づいた場合に適切に行動できるよう、様々な分野の人に受講の機会をつくれます。	健康増進課 関係各課

（２）市民を対象とする研修

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
ゲートキーパー養成講座	多くの市民が、周囲の人の異変に気づき、適切に行動できるように講座を受ける機会を設けます。	健康増進課

（３）学校教育・社会教育に関わる人への研修

教職員等に対し、「子どもの自殺のサインに気づき、耳を傾け、必要に応じて専門機関等へつなぎ、見守るゲートキーパー」としての知識や教育現場での支援方法の習得のほか、教員自身のメンタルヘルスの維持を目標とした研修を行います。

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
いじめ未然防止に関する研修	いじめ問題に関する研修を実施します。	学校教育課
特別支援教育に関する研修	生活支援員、不登校児童生徒適応指導員、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）、学校職員等を対象に特別支援教育の視点に立った児童生徒への接し方や指導方法について学ぶ研修を実施します。	学校教育課
不登校・ひきこもり未然防止に関する研修	不登校やひきこもっている児童生徒の対応等について、関係機関の専門家より学ぶ研修を実施します。	学校教育課

基本施策３ 生きることの促進要因を増やす支援

自殺に追い込まれる危険性が高まるのは、「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」よりも、「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回った時です。そのため、「生きることの阻害要因」を減らすための取組のみならず、「生きることの促進要因」を増やすための取組を合わせて行うことによって、自殺のリスクを低下させる必要があります。

本市においては、自殺の原因・動機として一番多かった健康問題を抱える人を減らし、心身ともに健康な人が増えるようにするための健康づくりの推進が重要となります。併せて、加齢による心身の衰えや障がい、子育て、介護などで孤立のリスクを抱えるおそれのある人が、地域の人とつながり、生きがいを持って、必要な支援につながるよう、地域における居場所づくり、生きがいづくり等を推進します。

また、自殺未遂者や大切な人を亡くした人などに対する生きることの促進要因を増やす取組を支援します。

生きることの阻害要因	生きることの促進要因
将来への不安や絶望感 失業や不安定雇用 過重労働 借金や生活困窮 家族や周囲からの虐待、いじめ 病気、育児や介護疲れ 社会や地域に対する不信感 役割喪失感 孤独 など	将来の夢、希望 やりがいのある仕事や趣味 問題対処能力、危機回避能力 経済的な安定 家族や周囲からの支援、信頼できる人間関係 健康 地域や社会に対する信頼感 自己肯定感 楽しかった過去の思い出 など

（１）居場所づくり

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
ふれあいいきいきサロンの活動支援	高齢者の集いの場として定期的に行われる「ふれあいいきいきサロン」の新規設立や継続を支援します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
市民活動・公民館活動	ボランティア活動、趣味や運動の継続による心身の健康の保持増進を図るとともに、信頼できる仲間づくりの場を確保するために、市民活動、公民館活動を支援します。	地域づくり推進課 生涯学習・スポーツ推進課

取組	内容	担当部署等
子育て支援センター	子育て中の親子が情報交換、交流できる場や保育士等に気軽に相談できる場を提供し、子育ての負担感や不安感の軽減を図り、子育て家庭の孤立を防ぎます。	社会福祉課
母子保健推進協議会の活動	母子保健推進協議会による子育て輪づくり活動を行い、保護者同士の交流を図るとともに、地域が子育てを支援するということを保護者が認識する機会とし、孤独や不安の解消を図ります。	健康増進課
認知症カフェ	認知症の人及び家族、地域住民が集い、仲間づくりや情報交換が行えるように、認知症地域支援推進員等による「認知症カフェ」を開催し、認知症の人の交流の場をつくり、認知症家族介護者の負担軽減を図ります。	高齢者支援課
高齢者の生きがいづくり	老人クラブやシルバー人材センターへの助成、老人大学等の生涯学習を通して高齢者の生きがいづくりへの支援を行います。	高齢者支援課 商工観光課

（２）相談支援体制の充実

不安や悩みを抱えて孤立し自殺に追い込まれることのないように、相談対応に従事する職員等は、健康問題を始め、不安や悩みが自殺のリスクを高めるおそれがあることを意識して相談対応に当たります。また、相談の解決により生きることの阻害要因を減らすことに努めるとともに、促進要因を増やせるような対応を心がけます。

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
健康相談事業	電話や面接により、心身の健康に関する相談に対して指導、助言や適切な医療につなげる等により、不調の早期回復とセルフケア能力の向上に努めます。	健康増進課
こころの相談会	面接による相談会を開催し、市民の悩みを傾聴し、必要に応じて医療や支援サービスにつなぎます。	健康増進課

取組	内容	担当部署等
子育て相談 (子育て世代包括支援センター)	妊娠期から子育て期におけるワンストップ相談窓口として、子育て家庭の様々な相談に対応し、関係機関と連携して切れ目のない支援を行います。 また、心の不調をきたしやすいこの時期に、授乳指導や心の相談を実施し、育児不安や孤立感の解消、心の健康保持を図ります。	健康増進課
子育て相談 (家庭児童相談室)	家庭における子育ての在り方、家族関係の改善等について、家庭児童相談員が相談を受け、指導等を行います。	社会福祉課
ひとり親家庭の自立支援	母子・父子自立支援員による生活支援等の相談体制の充実や保育所及び児童クラブの利用に際しての配慮のほか、児童扶養手当や医療費助成等の養育支援、さらには自立支援給付金による就業支援や貸付金等の経済的支援を継続し、多様な自立支援を行います。	社会福祉課
生活困窮者自立支援事業	生活保護にいたるリスクのある経済的困窮状態にある人や、ひきこもり等社会的孤立状態にある人は、自殺のリスクが高いことを意識して親身に相談を受け、自立に向けた支援を行います。	社会福祉課
青少年相談事業 (ヤングテレホン柳井)	青少年の悩み(家庭教育を含む。)の相談に面接や電話で対応します。	生涯学習・スポーツ推進課
乳児家庭訪問事業 養育支援家庭訪問	生後4カ月までの乳児がいる家庭、養育支援が必要な家庭を訪問し、指導助言、必要なサービスにつなぐ等、子育てを支援します。特に、妊産婦はうつ病のリスクが高いことを意識して対応します。	健康増進課
障害者相談支援事業	多様な相談に対応できるように職員の研修に努め、障がいがあっても、自立し生きがいのある生活が送れるように支援します。	社会福祉課
無料法律相談	弁護士に無料で相談できる機会を設け、問題解決を支援します。	市民生活課

取組	内容	担当部署等
DV相談	DV被害者からの相談に丁寧に対応し、生命と生活を守るために、関係部署と連携して支援します。	政策企画課
消費者相談	契約等の消費生活トラブルを解決するための助言、あっせんを行います。	柳井地区広域消費生活センター
市民相談	市民の中には自殺のリスクを抱えている人がいることを意識して、様々な相談に対応し、必要に応じて関係部署につなげます。	市民生活課
介護相談	高齢者の介護に関する問題は高齢者とその家族の自殺のリスクを高めることから、問題解決に向けて相談支援を行います。 また、介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域で生活し続けられるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を進め、介護予防、家族の介護負担の軽減、精神的不安の緩和を図ります。	高齢者支援課
人権相談	セクハラ、暴力、いじめ、性同一性障害等の人権問題について、人権擁護委員が相談に応じます。 また、適切に関係機関へ情報提供を行います。	人権啓発室
教育相談	児童生徒の悩みを解決するために、児童生徒、保護者、教職員を対象に、スクールカウンセラー（SC）による個別相談を行います。	学校教育課

(3) 生きることの促進要因を増やすための市民サービスの充実

健康問題、子育て、介護等の家族問題等、自殺の原因・動機となり得るストレス要因の予防、軽減につながることや、市民がストレスへの適切な対応方法を知るための取組等、市民サービスの充実を図ります。

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
成人健康教育	心身の健康づくりのための知識や保健行動を習得するための教室等を開催します。	健康増進課
母子保健健康教育	妊娠、出産、子育てに関する不安を解消し、育児能力の向上を図るとともに、必要な時の相談を促すために教室等を開催します。	健康増進課
産婦健康診査事業	産後2週間、1カ月の産婦の健診を医療機関において行い、産後の心身の不調や育児不安等の早期把握、早期対応に努め、産後うつを防ぎ、産婦のメンタルヘルスに役立てます。	健康増進課
産後ケア事業	産後の心身の不調や育児不安を解消するために、医療機関において心身のケアや育児サポート等を行います。	健康増進課
保育事業	家庭での保育が困難な乳幼児を保育所（園）で保育し、保護者と相互理解を図りながら子育てを支援します。	社会福祉課
病児・病後児保育事業	病気又は病気回復期で、集団保育や家庭における保育が困難な乳幼児の保育を行います。	社会福祉課
子育て支援センター	子育て中の親子が情報交換、交流できる場や保育士等に気軽に相談できる場を提供し、子育ての負担感や不安感の軽減を図り、子育て家庭の孤立を防ぎます。	社会福祉課
ファミリー・サポート・センター	子育てしやすい環境づくりを推進するため、子育ての援助を受けたい人と提供したい人がそれぞれ会員となり、地域で子育てを助け合う相互援助活動を実施します。	社会福祉課 社会福祉協議会

取組	内容	担当部署等
放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に学校の敷地内等で適切な遊びと生活の場を提供し、保護者の不安解消と児童の健全な育成を図ります。	社会福祉課
キャラバン・メイトの育成	認知症に関する正しい知識を持つ人を増やすための認知症サポーター養成講座の講師となるキャラバン・メイトの役割を広く関係機関に周知し、キャラバン・メイトを育成するために、県が開催する養成講座の受講を勧めます。また、キャラバン・メイトの資質の向上に努めます。	高齢者支援課
認知症サポーター養成講座	認知症に関する正しい知識を普及啓発するために、地域の集まりなどで市内のキャラバン・メイトによる認知症に関する講座を開催します。	高齢者支援課
認知症地域支援推進事業	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症に対する関心を高め、正しく理解し、支え合う地域を作るために、認知症地域支援推進員による認知症施策を展開していきます。	高齢者支援課
徘徊・見守りネットワークの推進	高齢者の徘徊や異変に気づき、重大な事故等を防ぐために、見守り協力事業者を増やすとともに、必要な人の利用につなげるために広報等により周知を行います。	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、地域住民が主体となって高齢者の在宅生活を地域で支える仕組みを定着、拡大していきます。	高齢者支援課 社会福祉協議会
いじめ問題等対策推進体制整備事業	家庭や学校で問題を抱える児童生徒に対し、スクールソーシャルワーカー（SSW）を派遣して問題解決の支援を行います。	学校教育課

取組	内容	担当部署等
ふるさと学生応援 奨学金制度	向学心があり、人物、学業優秀でありながら、家庭の経済的理由により修学が困難な人に対して、学業に必要な資金を無利子で貸付け、要件を満たせば償還を免除することにより、将来目標の実現と、安定した雇用の促進を支援します。	教育総務課
消費生活教育	多重債務等の消費生活トラブルを防ぐために、教育活動を実施します。	柳井地区広域消費生活センター
市営住宅事務	入居募集の際、高齢者世帯、障がい者世帯、ひとり親世帯で一定の要件を備えている場合、「優先枠制度」による優遇措置を行います。 また、生活困窮や低収入、家庭生活のトラブルなど、自殺のリスクとなり得る問題を抱えている場合があることを意識して対応し、必要に応じて関係部署につなげられるような体制をつくります。	都市計画・建築課
税金、保険料等の徴収	滞納者の中には生活困窮や低収入、家族関係のトラブルなど、自殺のリスクとなり得る問題を抱えている場合があることを意識して対応し、必要に応じて関係部署と情報共有が行える適切な連携体制をつくります。	税務課 市民生活課 高齢者支援課 社会福祉課 水道課 下水道課 都市計画・建築課
介護予防普及啓発事業	介護予防の基本的な知識の普及啓発のために教室等を開催し、実践の継続を支援します。	高齢者支援課
筋力向上トレーニング事業	転倒や骨折等による寝たきりを防止するために、筋力の向上と運動の習慣化を目的とした教室を行います。	高齢者支援課

（４）自殺未遂者への支援

自殺未遂者の再企図防止は自殺者を減少させるための優先課題の一つです。そのためには、医療機関における身体・精神科的治療とともに専門家によるケアや、自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への重層的・包括的な支援が必要です。

しかし、自殺未遂者に関する情報は、行政において把握が困難であり、支援につながり

にくい実情にあります。その問題解決のために、救急医療機関との連携により支援につなげる体制はありますが、支援につながった事例がない状況です。今後も救急医療機関との連携体制を維持するとともに、効果的な支援ができるよう職員の研修を行います。

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
救急医療機関との連携	行政において把握が困難な自殺未遂者については、救急医療機関と連携し、自殺未遂者を把握した時点で相談窓口の紹介と本人や家族の同意が得られた場合には市に情報提供され、未遂者を必要な支援へつなぐ体制を有効に機能させます。	健康増進課
未遂者支援の研修受講	自殺未遂者の再企図を防ぐために、保健師等未遂者支援に携わる職員が適切な支援ができるように県等が行う未遂者支援の研修を受講します。	健康増進課 高齢者支援課

(5) 大切な人を亡くした人への支援

自殺対策においては事前対応や危機対応のみならず、自殺が起きた後の事後対応も重要です。自死遺族等への支援として、例えば相続や行政手続に関する情報提供等の支援と同時に、自死への偏見による遺族の孤立化の防止や自死遺族の心を支える活動も重要になります。学校で自殺が起きた場合には、子どもたちへの心理的ケアを視野に入れて対応を行うといった適切な事後対応が求められます。

しかし、自死遺族に関する情報は、行政の保健担当部署においては把握が困難であることから、警察等の関係機関と連携して、遺族の孤立化を防ぎ、心を支える場として「わかちあいの会」等の自助グループに関する情報提供や学校における遺児への支援体制についても検討していく必要があります。

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
自死遺族の自助グループの周知	遺族の孤立化を防ぎ、心を支える場として「わかちあいの会」等の自助グループの情報を提供します。 また、把握が困難な自死遺族に対して情報提供する方法として、警察の協力を得るとともに、家族の死亡による行政手続の際、リーフレットとして自助グループや相談窓口の一覧を提供できるように関係部署と連携します。	健康増進課

取組	内容	担当部署等
学校での事後対応の促進	児童生徒やその家族の自殺の事後対応として、スクールカウンセラー（ＳＣ）、スクールソーシャルワーカー（ＳＳＷ）等による子どもの心のケアを適切に行います。	学校教育課

（６）支援者のメンタルヘルス対策

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
職員のメンタルヘルスの向上	メンタルヘルスに関する研修の実施やストレスチェックを活用し、職員の心の健康の推進に努めます。また、相談支援を担当する職員の精神的負担が大きくならないように、部署内の情報共有体制をつくります。	総務課
学校職員のメンタルヘルスの向上	メンタルヘルスに関する研修の実施やストレスチェックの活用により、職員の心の健康の推進に努めます。また、相談支援を担当する職員の精神的負担が大きくならないように、部署内の情報共有体制を整えます。	学校教育課

基本施策 4 児童生徒のSOSの出し方に関する教育

児童生徒に対してSOSの出し方に関する教育を行うことは、児童生徒の自殺対策としてだけでなく、将来社会において直面する可能性のある様々な困難・ストレスへの対処方法を身につけるための教育という面において大きな意味があります。

そこで、児童生徒のSOSの出し方に関する教育については、特別なプログラムとして希望者だけが受けるものではなく、「生きることの包括的な支援」として「困難やストレスに直面した児童生徒が信頼できる大人に助けの声をあげられる」ということを目標として学校の教育活動の中で実施する体制づくりを行います。そして、すべての児童生徒が自他を尊重する意識を養い、悩んだときの対処方法、こころの健康の保ち方を学ぶ教育を推進します。

また、子どものSOSに対して適切に対応できるようにするための教職員の研修はもちろん、保護者が子どものSOSへの気づきや親子の関わり等を学ぶ機会を設けることも併せて検討していく必要があります。

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
生命の尊さ・生命の教育	児童生徒が生命の尊さを理解し、かけがえのない自他の生命を尊重することができるようになるために、道徳や人権教育、性教育、理科「生命の誕生」など、発達段階に応じて計画的な教育を行います。	学校教育課
SOSの出し方教育	県の思春期グローイングハートプロジェクト事業(※5)によりスクールカウンセラー(SC)による心理教育プログラムを全小中学校で実施します。	学校教育課
各種相談窓口の周知	児童生徒及び保護者の悩み相談に対応するため、各種相談窓口の一覧を配布するなどにより周知を図ります。 24時間こどもSOSダイヤル、チャイルドラインをはじめ、児童生徒からの相談に対応する窓口を記載したカードを配布します。	学校教育課
校内児童生徒相談窓口の設置	どんなことでも気軽に相談できることや居場所がなかったらどうするか等、一緒に考える場所として、様々な悩みを抱える児童生徒や保護者のための学校相談窓口を設置します。	学校教育課

取組	内容	担当部署等
いじめ・不登校対策	子どもの悩みや課題に応じた適切な指導や支援を家庭と連携して行います。	学校教育課
保護者対象の研修会	各小・中学校の人権教育参観授業や人権教育研修会で、生命をテーマとした授業や講演を組み入れ、児童生徒と保護者が共に生命の尊さについて学ぶ機会をつくれます。	学校教育課

※5 **思春期グローイングハートプロジェクト事業**：児童生徒を取り巻く環境は日々急激に変化しており、今後、SNS等の更なる普及やAI等の技術革新により、人と人との対面でのコミュニケーション機会の減少が予測され、新時代を創造する児童生徒たちには、「自己表現力」や「他者との円滑な関係を構築する力」等の対面でのコミュニケーション能力を育成する場が、これまで以上に必要となります。

このため、スクールカウンセラー（SC）による「心理教育プログラム」の実施により、学校における心の教育を一層充実させ、未来の山口県を切り拓いていく子どもたちの規範意識や責任感、他者への思いやりなど、昔も今も普遍的に大切な「心」を育成するため、令和元年度より、「思春期グローイングハートプロジェクト事業」を実施し、本事業の中で体系的に、「児童生徒のSOSの出し方に関する教育」を実施しています。

（思春期グローイングハートプロジェクト事業実施要綱（山口県教育庁 学校安全・体育課）より抜粋）

基本施策5 地域におけるネットワークの構築・強化

自殺の多くは、家庭や学校、職場の問題、健康問題、経済的問題等様々な要因が関係しており、それらに適切に対応するためには、地域の多様な関係者が連携、協力して実効性のある施策を推進していくことが重要となります。保健、医療、福祉、教育、労働その他様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携し、その効果をさらに高め、「生きることの包括的な支援」を実施するため、地域におけるネットワークを構築し、強化を図ります。

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
柳井市自殺予防対策推進本部	市の関係部署が共通認識を持ち、連携協働する体制を構築し、本計画に基づく自殺対策を総合的かつ効果的に推進できるように進行管理、評価を行います。	健康増進課
関係団体等との連携強化	市の関係部署が担当する生きるための包括的支援に関係する団体や会議構成団体との連携体制を強化するために、自殺対策について理解するための研修等を通して、行政との連携、他の関係団体との連携体制を構築していきます。 また、他の関係団体の役割や活動内容を互いに理解する機会を作り、関係機関同士の連携体制も構築していきます。	健康増進課 関係各課
母子保健推進協議会との連携	乳幼児家庭の訪問活動や子育て輪づくり等の活動を通じての気づきを共有し、連携して必要な支援につなぎ、継続的な見守りにより、子育て家庭の孤立を防ぎます。	健康増進課
民生委員児童委員協議会との連携	地域住民の生活上の問題に関する相談者として重要な存在であり、市民と行政のパイプ役である民生委員児童委員と連携し、必要な支援を行います。	社会福祉課
自主防災組織の結成促進と育成	自主防災組織の結成を促進するとともに、防災活動や訓練を継続して実施できるように、組織の育成に努め、地域の支え合い、見守りの強化につなげます。	危機管理室 (令和2年度からは危機管理課)

取組	内容	担当部署等
救急医療機関との連携強化	行政において把握が困難な自殺未遂者については、救急医療機関と連携し、自殺未遂者を把握した時点で相談窓口の紹介と本人や家族の同意が得られた場合には市の保健師に情報提供され、未遂者を必要な支援へつなぐ体制を有効に機能させます。	健康増進課
地域見守り活動協定（※6）	協定締結事業者の見守りに、自殺対策の視点を加えてもらうことにより、高齢者等の自殺のリスクに対して早期に気づき、対応できるように、連携体制を整えます。	高齢者支援課 社会福祉課 社会福祉協議会
柳井市消費者安全確保地域協議会	前述の地域見守り活動協定締結事業者に悪質商法や消費者トラブルの事例を伝え、高齢者等の財産被害の早期発見と消費生活センターへの通報により早期解決できるよう連携体制を整備します。	柳井地区広域消費生活センター 高齢者支援課 社会福祉課 社会福祉協議会

※6 地域見守り活動協定：配達や訪問業務等を行う民間事業者と見守りに関する協定を結ぶことにより、協定締結事業者が日常業務において高齢者等の異変に気づいた場合に、市や市社会福祉協議会に連絡します。

2 重点施策

重点施策 1 高齢者への支援

高齢者は、退職やからだの衰え、病気、身近な人の死等、高齢者特有の問題により自殺のリスクが高まりやすいと考えられます。このようなリスクが予測される高齢者への対策については、「柳井市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」に様々な支援策が計画されています。今後はさらに、自殺対策の視点を加えて包括的なサービス提供、関係機関と連携して高齢者のひきこもり等を防ぐための居場所づくり、生きがいづくりに努め、本市に暮らす高齢者が、自分が望む場所で生きがいや役割を持って生活できるまちを目指します。

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
ふれあいいきいきサロンの活動支援	高齢者の集いの場として定期的に行われる「ふれあいいきいきサロン」の新規設立や継続を支援します。	高齢者支援課 社会福祉協議会
老人クラブの活動支援	高齢者の社会参加活動を促進するために、老人クラブ活動への助成や支援を行います。	高齢者支援課
老人大学の運営	高齢者の趣味・教養を高め、社会参加意欲を向上させるために、講座を開催します。	高齢者支援課
高齢者総合相談	高齢者の総合相談窓口として、地域包括支援センターで高齢者の総合的な生活相談に応じ、適切なサービスにつなげる等の支援を行います。	高齢者支援課 (地域包括支援センター)
認知症地域支援推進事業	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるように、認知症に対する正しい理解と関心を高めるとともに、認知症地域支援推進員等による認知症カフェや認知症ひとり歩き搜索模擬訓練（認知症の人の搜索や声かけの訓練）を開催します。	高齢者支援課
地域見守り型配食サービス	ボランティアによる調理・配達・会食等を行い、配食に加え、安否確認や地域とのふれあいを重視した活動を実施します。	高齢者支援課 社会福祉協議会

取組	内容	担当部署等
緊急通報システム	75歳以上のひとり暮らしの高齢者、65歳以上の高齢者世帯で慢性疾患がある人等の緊急時の不安を解消し、安心して暮らせるように、通報装置を貸与し、安否確認、急病等の緊急時に迅速かつ適切な対応につなげます。	高齢者支援課
高齢者福祉タクシー利用 助成事業 (社会福祉課による障害者 福祉タクシー利用助成事業 もあり)	75歳以上で車、バイク等の交通手段がない住民税非課税世帯の人を対象に、日常生活の利便性、社会参加の拡大、経済的負担の軽減を図るために、タクシー券を交付し、利用料金の一部助成を行います。	高齢者支援課
生活支援体制整備事業	支援を必要とする高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けていくために、地域住民が主体となって高齢者の在宅生活を地域で支える仕組みを定着、拡大していきます。	高齢者支援課 社会福祉協議会
シルバー人材センターの 支援	豊富な知識や経験を持つ高齢者が、その能力を発揮できるよう「柳井広域シルバー人材センター」の運営支援により、働くことを通じて、生きがいや就労意欲のある高齢者の活動の場を提供します。	商工観光課

重点施策2 生活困窮者、無職者・失業者への支援

生活困窮や無職、失業状態にある人は、単に経済的な問題だけでなく、心身の健康や家族等との人間関係、ひきこもり等、様々な問題を抱えていることが考えられ、自殺リスクが高い傾向があります。

生活困窮者自立支援制度に基づく支援と自殺対策施策が密接に連携し、経済面や生活面の支援のほか、心の健康や人間関係等の視点も含めた包括的な支援を推進します。

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
生活困窮者 自立相談支援事業	生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供と助言を行うとともに、関係部署、関係機関（高齢者支援課、都市計画・建築課、社会福祉協議会等）と連携しながら様々な支援を行います。	社会福祉課
税金、保険料等の納付相談	滞納者からの相談において、生活状況等を聞き取り、納付に関して適切な助言を行い、必要に応じて関係部署につなげます。	税務課 市民生活課 高齢者支援課 社会福祉課 水道課 下水道課 都市計画・建築課
多重債務相談	多重債務は自殺の大きなリスクとなることを認識し、債務の早期解決の相談支援を行うとともに、心身の健康への影響が予想される場合は関係部署につなぎます。	柳井地区広域消費生活センター
民生委員児童委員活動	地域住民の生活上の問題に関する相談に応じ、必要があれば関係機関に情報提供を行い、包括的な支援に導きます。	社会福祉課
ふるさと学生 応援奨学金制度	向学心があり、人物、学業優秀でありながら、家庭の経済的理由により修学が困難な人に対して、学業に必要な資金を無利子で貸付け、要件を満たせば償還を免除します。	教育総務課
法外援護資金	低所得世帯に対し、災害、疾病、出産、就業その他窮迫した事情により不時の出費を必要とする場合に、3万円まで無利子で貸付けを行います。	社会福祉協議会

取組	内容	担当部署等
生活福祉資金	低所得者、障がい者、高齢者の世帯（必要な資金の融資を他から受けることが困難な世帯）に対し、低利で資金の貸付けをするとともに、必要な援助指導を行い、その世帯の経済的自立と生活意欲の向上を支援します。	社会福祉協議会
高額療養費つなぎ資金	国民健康保険の被保険者で負傷又は疾病による高額療養費の支払が困難な場合、資金の範囲内で高額療養費の支払に必要な資金を無利子で貸付けることにより、その世帯の生活の安定を図ることを目的に貸付けています。	社会福祉協議会
生活保護扶助事業	生活保護受給者に対し、各扶助費を支給し、最低生活を維持します。また、扶助受給等の機会を通じて生活状況を把握し、必要に応じて適切な支援を行います。	社会福祉課
雇用の確保	公共職業安定所や商工団体等と連携して、市内企業を訪問し、雇用の掘り起こしに努めます。 また、公共職業安定所や近隣自治体との連携を図りながら、合同就職面接会や職業相談を行い、雇用におけるミスマッチの解消と雇用の確保を図ります。	企業立地・雇用 創造推進室 商工観光課

重点施策３ 勤務・経営問題への支援

勤務・経営問題による自殺の背景には、仕事の失敗、職場の人間関係、職場環境の変化、仕事疲れ等がある中で、働く人一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにする「働き方改革」が国を挙げて推進されています。

単に職域や各事業所での対策だけでなく、行政や地域の業界団体の役割も重要であるため、関係機関等と協働して勤務問題等による自殺リスクの低減に向けた取組を推進します。

【主な取組】

取組	内容	担当部署等
ワーク・ライフ・バランスに関する広報・啓発	男女が共に子育てや介護と仕事を両立できる環境づくりを推進するとともに、仕事時間と生活時間の調和がとれた働き方ができるよう、県の男女共同参画推進月間（１０月）に合わせて、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」について、普及啓発を行います。	政策企画課
市制度融資事業	中小企業等の事業者への市制度融資の充実を図り、円滑な資金の提供を行うことで、経営基盤の強化を支援します。	商工観光課
健康づくりに関する情報提供	働きざかり世代の健康づくりを推進するために、商工会議所、商工会や事業所と連携して資料配布や出前講座を行います。	健康増進課

第5章 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制

柳井市自殺対策推進本部において、総合的、効果的な自殺対策の推進を図ります。また、庁内の関係部署による自殺対策関連事業の実施状況の把握を行い、全庁的な取組として自殺対策を推進していきます。

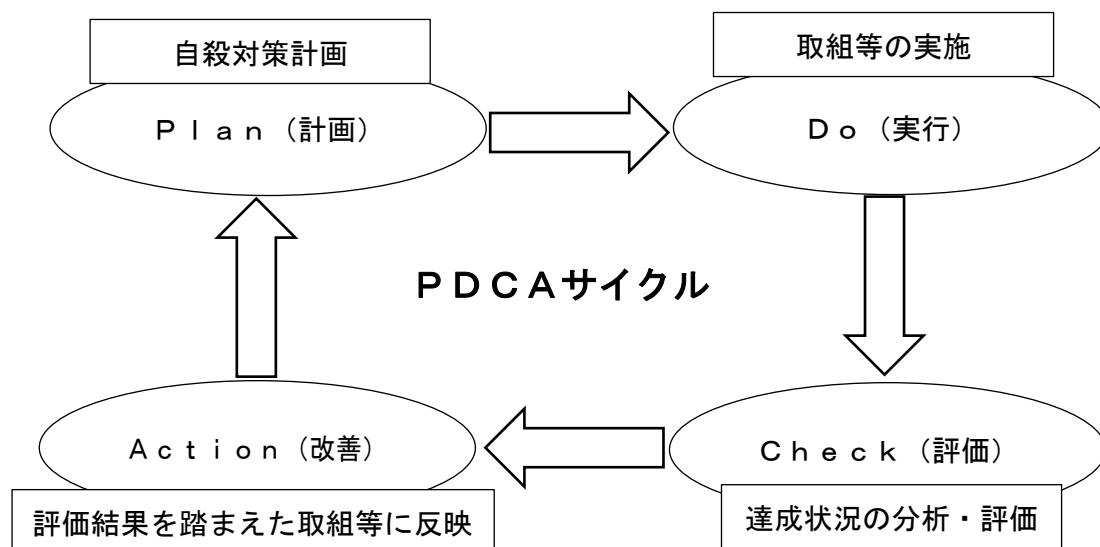
自殺対策は、行政や専門機関の取組だけでは不十分です。より多くの市民が本計画を知ること、身近な家族や友人、近所の人、同僚などの心の変化に気づき、専門機関につながり、見守ることができるようにすることが重要です。市民と行政が協働して生きることの包括的な支援を市全体で推進するために、広報やホームページ、関係イベント等を通じて本計画の周知を図ります。

2 計画の進行管理

自殺の状況、自殺対策関連事業の実績、評価指標の実態を把握し、計画の進行管理と評価を行い、計画の着実な推進を図ります。

進行管理は、計画に掲げる目標や施策が、本市の現状に於いて的確に実行されているか等、その達成状況を毎年度点検、評価し、次年度以降の取組などの実施に反映させるPDCAサイクルにより行います。

なお、評価の結果や情勢の変化等により必要に応じて本計画の見直しを行います。



参考資料

1 柳井市自殺対策推進本部設置要綱

(設置)

第1条 自殺対策基本法（平成18年法律第85号）に基づき、生きるための包括的な支援を推進することにより、自殺対策を総合的かつ円滑に推進するため、柳井市自殺対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 自殺対策の推進に係る計画の策定及び進捗管理に関すること。
- (2) 自殺対策に関する諸施策の調整及び推進に関すること。
- (3) 自殺対策に関する情報の収集及び連絡に関すること。
- (4) 自殺対策に関する関係行政機関及び関係団体との連携の強化に関すること。
- (5) その他自殺対策の総合的な推進に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる職員をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、本部を代表し、本部を総理する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

2 本部は、本部員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 本部員は、本部長の許可を受け、本部員以外の者を代理出席させることができる。

4 本部長は、必要があると認めるときは本部員以外の者に会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

5 本部の議事は、出席した本部員の過半数をもって決し、可否同数のときは、本部長の決するところによる。

(庶務)

第6条 本部の庶務は、健康増進課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行する。

別表第1

教育長、総合政策部長、総務部長、建設部長、上下水道部長、経済部長、市民部長、健康福祉部長、会計管理者、教育部長

2. 相談窓口

(1) こころやかからの健康に関する相談

相談内容	相談窓口の名称	連絡先	相談時間等
保健師・栄養士による心身の健康に関する電話・面接相談	柳井市保健センター	0820 - 23 - 1190	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
こころの相談会	柳井市保健センター	0820 - 23 - 1190	毎月第1水曜日 (変更の場合あり) 13:30～15:00
心と身体に関する一般相談(心の健康、ひきこもり、アルコール等の依存の相談)	柳井健康福祉センター	0820 - 22 - 3631	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
精神科医師による心の健康相談	柳井健康福祉センター (1週間前までに要予約)	0820 - 22 - 3631	毎月第3火曜日 13:00～14:00
臨床心理士による思春期・ストレス相談	柳井健康福祉センター (前日までに要予約)	0820 - 22 - 3631	毎月第4水曜日 10:00～15:00
心の健康電話相談	山口県精神保健福祉センター	083 - 901 - 1556	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～11:30 13:00～16:30
生きるのがつらいと悩んでいる方とその家族の相談	いのちの情報ダイヤル“絆” (山口県精神保健福祉センター)	083 - 902 - 2679	火・金 (祝日・年末年始を除く) 9:00～11:30 13:00～16:30
精神科受診など早急な対応に関する電話相談	こころの救急電話相談 (山口県立こころの医療センター)	0836 - 58 - 4455	24時間対応

(2) 妊娠中や子どもに関する相談

相談内容	相談窓口の名称	連絡先	相談時間等
妊娠・出産・育児に関する総合相談	柳井市子育て世代包括支援センター やなでこ相談室	0820 - 22 - 8705	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
マタニティブルー、産後うつ、育児不安、子どもの成長・発達などに関する相談	柳井市保健センター	0820 - 23 - 1190	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
子育てに関する悩みや不安等の相談	柳井市家庭児童相談室	0820 - 22 - 2111 (代)	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
しつけ、心身の発育・発達、虐待等の相談	山口県岩国児童相談所	0827 - 29 - 1513	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

(3) 青少年のいじめ・虐待に関する相談

相談内容	相談窓口名称	連絡先	相談時間等
市内小中学校児童・生徒の悩み（家庭教育を含む）に対応	ヤングテレホン柳井 （しらかべ学遊館）	0820 - 22 - 4499	水～月曜日 9：00～17：00 （年末・年始を除く）
非行・いじめ・虐待・犯罪等による被害の相談	東部少年サポートセンター （岩国警察署）	0120 - 48 - 5150 （フリーダイヤル） 0827 - 23 - 5150	月～金曜日 8：30～17：15 上記以外も警察官対応
いじめ・暴力などによって心身が脅かされる恐れのある子どもや保護者からの相談	24時間子どもSOSダイヤル （やまぐち総合教育支援センター）	0120 - 0 - 78310 《なやみいおう》 （フリーダイヤル）	24時間対応

(4) 福祉に関する相談

相談内容	相談窓口名称	連絡先	相談時間等
障がい者の生活支援、権利擁護、虐待等の相談	柳井市社会福祉課	0820 - 22 - 2111 （代）	月～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

(5) 女性の悩みに関する相談

相談内容	相談窓口名称	連絡先	相談時間等
配偶者や交際相手からの身体的・経済的・精神的暴力に関する相談	柳井市政策企画課	0820 - 22 - 2111 （代）	月～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15
	DVホットライン （緊急用） （山口県男女共同参画相談センター）	0120 - 238122 （フリーダイヤル）	月～金曜日 8：30～22：00 土・日曜日 9：00～18：00 （祝日を除く）
痴漢や性犯罪等性暴力に関する相談	やまぐち性暴力相談ダイヤル あさがお	083 - 902 - 0889	24時間対応

(6) 高齢者に関する相談

相談内容	相談窓口名称	連絡先	相談時間等
高齢者の介護や権利擁護、高齢者虐待、認知症の対応等に関する相談	柳井市地域包括支援センター	0820 - 22 - 2111 （代）	月～金曜日 （祝日・年末年始を除く） 8：30～17：15

(7) 生活全般、納税等に関する相談

相談内容	相談窓口名称	連絡先	相談時間等
悪質商法等の消費生活のトラブル、多重債務に関する相談	柳井地域広域消費生活センター	0820 - 22 - 2125	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15 (受付は17:00まで)
弁護士による無料法律相談	柳井市市民生活課 (毎月最初の開庁日の 8:30～予約受付)	0820 - 22 - 2111 (代)	毎月1回
ひとり親家庭の父または母の経済的なことに関する相談	柳井市社会福祉課 母子・父子自立支援員	0820 - 22 - 2111 (代)	月・火・木・金曜日 8:30～17:15
生活困窮者の生活全般における相談	柳井市社会福祉課 生活困窮者生活支援係	0820 - 22 - 2111 (代)	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
国民健康保険と国民年金の相談	柳井市市民生活課	0820 - 22 - 2111 (代)	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15
納税に関する相談	柳井市税務課	0820 - 22 - 2111 (代)	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8:30～17:15

(8) 労働に関する相談

相談内容	相談窓口名称	連絡先	相談時間等
勤労者の心と身体の健康相談	下松地域産業保健センター	0833 - 41 - 5234	月・水・金 9:00～17:00
メンタルヘルス不調や、ストレスチェック制度、過重労働による健康障害の防止対策等の相談	働く人の「こころの耳電話相談」	0120 - 565 - 455 (フリーダイヤル)	月・火曜日 17:00～22:00 土・日曜日 10:00～16:00 (祝日・年末年始を除く)
賃金・残業・セクハラ等の相談	労働ほっとライン (山口県労働政策課) ※匿名可	083 - 933 - 3232 メールによる相談可 roudou@pref.yamaguchi.lg.jp	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 9:00～18:00
違法な時間外労働・過重労働による健康障害・賃金不払残業などの労働基準関係法令等に関する相談	労働条件相談ほっとライン	0120 - 811 - 610 (フリーダイヤル)	月～金曜日 17:00～22:00 土・日曜日・祝日 9:00～21:00 (年末年始を除く)

(9) 経営・貸金業に関する相談

相談内容	相談窓口名称	連絡先	相談時間等
経営の悪化等により経営に支障が生じている中小企業主等からの相談	山口県商工労働部経営金融課	083 - 933 - 3185	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8 : 30～17 : 15
	柳井商工会議所	0820 - 22 - 3731	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8 : 30～17 : 15
	大島商工会	0820 - 45 - 2414	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8 : 30～17 : 15
貸金業の苦情等の相談	山口県商工労働部経営金融課	083 - 933 - 3188	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8 : 30～17 : 15

(1 0) 人権に関する相談

相談内容	相談窓口名称	連絡先	相談時間等
日常生活における心配事、人権問題等に関する相談	市社会福祉課 人権啓発室	0820 - 22 - 2111 (代)	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8 : 30～17 : 15
夫・パートナーからの暴力、職場でのいじめやセクシャル・ハラスメント、ストーカー等の相談	女性の人権ホットライン	0570 - 070 - 810	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8 : 30～17 : 15

(1 1) 大切な方を自死で亡くされた方の相談

相談内容	相談窓口名称	連絡先	相談時間等
大切な方を自死で亡くされた方の相談	山口自死遺族の集い クローバー (山口県精神保健福祉センター)	083 - 902 - 2672	月～金曜日 (祝日・年末年始を除く) 8 : 30～17 : 15

柳井市自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない柳井市の実現を目指して～

令和2年（2020年）3月発行

発 行 山口県柳井市

編 集 柳井市健康福祉部健康増進課

〒742-0031 山口県柳井市南町六丁目 12 番 1 号

（柳井市保健センター内）

TEL 0820-23-1190

FAX 0820-23-3723
